

平成27年度神戸大学入学者選抜要項の訂正について

平成26年9月
神戸大学

平成27年度神戸大学入学者選抜要項の記載内容に、一部誤りがありました。
関係者の皆様にはご迷惑をおかけしお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。
なお、ホームページに公表中の入学者選抜要項（PDF版）は訂正済みのものです。

P. 72 修学案内

(4) 海事科学部の「学科・コース配属」及び注意事項について

(誤)

健康診断基準

項目	航海士	機関士
視力	視力（矯正視力を含む）が 両眼共に <u>0.6</u> 以上であること。	
<u>弁色力</u>	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格すること。	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格するか、いずれも不合格の場合には船員法指定医療機関（国土交通省海事局・各地方運輸局・神戸運輸監理部のホームページ等にて確認してください。）における特定船員色識別適性確認表を用いた検査に合格すること。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、 <u>眼疾患</u> 、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害がないか、あっても軽症で修学に支障をきたさないと認められること。	

(注意)

- 海技免許の取得を希望する者は、出願前に専門医を受診し、弁色力に関する検査を含め、健康診断基準を満たしていることを確認しておいてください。

(正)

健康診断基準

項目	航海士	機関士
視力	視力（矯正視力を含む）が 両眼共に <u>0.5</u> 以上であること。	視力（矯正視力を含む）が 両眼で <u>0.4</u> 以上であること。
<u>色覚</u>	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格すること。	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格するか、いずれも不合格の場合には船員法指定医療機関（国土交通省海事局・各地方運輸局・神戸運輸監理部のホームページ等にて確認してください。）における特定船員色識別適性確認表を用いた検査に合格すること。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、 <u>視覚機能の障害</u> 、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害がないか、あっても軽症で修学に支障をきたさないと認められること。	

(注意)

- 海技免許の取得を希望する者は、出願前に専門医を受診し、色覚に関する検査を含め、健康診断基準を満たしていることを確認しておいてください。